




《住民票の閲覧制限～債権者に開示が抜け穴に！》

 DV やストーカー被害などで住民票の閲覧交付制限を認められた人の住所が自治体から流出するケースが後を絶たない。読売新聞が過去に表面化した事例を調べたところ、主に

- ① 制限対象者であることを見落とすなどの初歩的なミス
- ② 役所の部署間の連携不足
- ③ 加害者側による制度の悪用

などの3パターンであることが分かった。

初歩的ミスとしては、住基システムの端末で制限対象者を表示した際に警告文が出るよう対策を講じながら、交付する例だ。

北海道旭川市では2012年6月、DV被害者の情報を表示する画面に「**ロック中です**」と、警告表示されたのに、この理由を確認せず、配偶者の代理人に交付した。兵庫県姫路市でも10年10月、「**発行制限中**」との赤い文字の警告表示を見落とし、窓口に来た加害者である夫に渡した。

住所情報は福祉部門などでも管理しており、こうした部署から漏れるケースもあるという。

福島市では13年2月、DV被害者の女性が子ども医療費助成の手続きで担当課を訪れた際、事情を知らない職員が転居先を記した書類を元夫宅に送付。神奈川県逗子市で12年11月、女性が元交際相手に刺殺された事件では、男から依頼された業者が女性の夫になりすまし、同市納税課から電話で住所を聞き出したという。

住民基本台帳法では、債権回収や相続、訴訟など正当な理由がある第三者には交付でき、この規定が利用されるケースも少なくないという。

◆被害者の住所が役所から流出した主な事例

時期	自治体	概要
2010年10月	姫路市 (兵庫県)	警告表示を見落とし、住民票を夫に交付
12年6月	旭川市 (北海道)	警告表示を見落とし、戸籍の付票を配偶者の代理人に交付
11月	逗子市 (神奈川県)	元交際相手の男から依頼された業者が電話で住所を聞き出す? 男が女性を刺殺
13年2月	福島市	制限を知らない部署の職員が、転居先を示した書類を元夫宅に送付
7月	柏市 (千葉県)	制限を知らない部署が、転居先を記した書類を元夫宅に送付
12月		偽の借用書を示した元夫の知人に元妻の住民票を交付。元夫は転居先で子供を連れ去り逮捕
14年5月	羽曳野市 (大阪府)	新住所など転出届の内容を元同居男性宅に郵送
6月	姫路市	元妻の借用書を見せた元夫に住民票を交付

※2014年7月13日付 YOMIURI ONLINE 参照

《回覧》

A	B	C	D	E	F	G

《危機管理のセカンド・オピニオン》